

北上市告示乙第24号

北上市学童保育所条例第13条第3項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

令和7年3月10日

北上市長 八重樫 浩 文

1 利用料金制度を行う施設の名称

笠松学童保育所

2 指定管理者

北上市和賀町堅川目1地割1番地13

笠松学童保育所父母会 会長 松 田 栄 城

3 利用料金の適用開始時期

令和7年4月1日

4 承認する利用料金

施設利用者に対して次の料金を適用する。

(1) 利用料（月額）

学年	金額(円)
1年生	6,500
2年生	6,500
3年生	6,500
4年生	5,700
5年生	5,400
6年生	3,800

(2) 開所時間を延長して利用する場合の利用料

午後6時35分から午後7時まで利用する場合 1回につき100円

(3) 一時的に利用する場合の利用料

日額500円